

第3次集中改革プラン取組項目の引継意向一覧

CD1	CD2	CD3	項 目	取組内容	4次への 所管課意向	引継ぎ回答理由
1	1	1	政策評価による事務事業の総点検	市が実施する全ての事業について、事業の必要性・効率性・有効性の観点から評価を行い、効率的かつ効果的な行政運営に寄与する。また、評価結果を政策に反映させるとともに市民へ公表することで、透明性の高い市政を実現する。	継続	今後、歳入や職員が減少していく中で、歳出を抑制しつつ、必要な事業を続け、持続可能な行政を構築するためには、各事業について成果等の検証を定期的に行い、事業の再編、廃止等を行うことが重要と考える。そのための手段として、本政策評価は必要である。
1	1	2	公共工事の品質確保	工事の日常監理及び成績評定に関する能力の向上と公平性を確保するため、研修等を通じて職員の資質向上に努めるとともに、工事成績評定のためのプロセスチェックや竣工検査を通して、工事施工業者への指導・助言を行い、公共工事の品質確保を図る。	継続	今後も同種の取り組みは必要であるため。
1	1	3	電子入札の導入と制限付き一般競争入札の拡大	公共工事の透明性と公平性を高めるとともに、入札事務の負担軽減を図るため、電子入札システムを構築し、運用を開始する。また、一般競争入札に対応した事務手続きのルール化を行い、一般競争入札の定着と拡大を図る。	継続	今後も同種の取り組みは必要であるため。
1	1	4	ステーション収集ごみの種類拡大	不燃ごみを排出する市民の利便性を向上するため、家庭から頻繁に排出される缶・ピンのステーション収集の実施に向けた取り組みに着手する。	取組終了	市内全域の不燃ごみをステーション回収することができたため計画は終了。
1	1	5	水道料金のコンビニ収納システム導入の検討	水道料金のコンビニ収納について、手数料の負担方法、コンビニ収納件数など近隣市及び先進事例を調査分析し、本市の水道事業に適したシステムの導入に向けた取り組みに着手する。	継続	現代社会の中では、支払方法をスマホ決済するなどの進展も見られており、使用者の納付方法についてもニーズにあった納付に対処していかなければならないことを考慮し、引き続き検討とした。
1	2	1	シティプロモーションによる積極的な情報発信	広報紙、ホームページ、新聞、テレビラジオなど様々なメディアを活用し、本市を広く内外にPRすることで、市民との情報の共有化を図り、市への愛着度を高める。また、本市の知名度を高め、地場産業の活性化や市への来訪者増加につなげる。	取組終了	ホームページ、パブリシティなどの情報発信について、これまで継続して実施済みであり、情報の共有化は図られてきた。また今後も情報発信について、啓発を行っていく予定であるため、改革は終了したものと考える。
1	2	2	パブリック・コメント制度による政策への市民参加	市民生活に重要な影響を与える条例や計画の策定に際し、広報紙及びホームページなどを活用して広く意見募集を行い、市政に反映させることで、公正公平で開かれた市政の実現を図る。	取組終了	市内部ではパブリック・コメント制度が一定程度定着しており、集中改革プランにおいて強力に推進する時期を終えたと判断する。
1	2	3	市民団体との協働の推進	市と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するため、市民が主体的に行う公共性・公益性の高いまちづくり事業に対し支援を行う。	継続	今後も地域活性化には必要と考える。
1	3	1	公共施設等総合管理計画の策定と推進	公共施設等調査による施設類型の特性を踏まえ、財政負担の軽減・平準化と公共施設の最適な配置の実現に向けて総合管理計画の推進を図る。 各部署で所管している公共施設について、総合管理計画の方針を基に個別計画を策定し、適正化を図る。	継続	公共施設等総合管理計画及び第1期個別施設計画は策定したが、公共施設等総合管理計画は40年間の長期的な計画であり、個別施設計画も今後10年ごとに第4期までの計画を策定していく必要があるため。また、公共施設の適正配置、適切な管理運営は市の財政負担に大きく影響を与える重要事項であるため。
1	3	2	遊休財産の利活用	市が所有する財産のうち、用途廃止した財産で本来の用途に利用されていないもの、また、不要となった公用車や備品などについて利活用を行い、公共施設の適正管理に努めるとともに、自主財源の確保を図る。	変更して継続	公用車のオークションについては、公用車の更新計画を検討する必要があるため、その結果でオークションの実施についても検討する必要があるため、継続しない。 公有財産の適正管理は市の財政にとって大きな影響を与える項目であるため、普通財産の処分は継続して行っていく必要がある。
1	3	3	指定管理者制度の導入の推進	利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れることにより、利用者のサービス向上を図る。	継続	公共施設の適正管理は市の財政にとって大きな影響を与える項目であるため、施設の管理コストの縮減は継続して行っていく必要がある。
2	1	1	中期財政計画による財政運営の検証	健全な財政基盤の確立及び維持を図るため、毎年度の決算を基に「財政計画」の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。	継続	第4次計画の方向性に沿い、「選択と集中による行財政運営」及び「健全で持続可能な財政基盤の確立」のために必要な取り組みであるため。
2	1	2	健全な財政指標の維持	「財政計画」による中長期的な視点に立った財政運営を行い、健全な財政基盤の確立及び維持を図りながら、指標の維持に努めるために、毎年度、各指標の点検を行い、その結果を公表する。	変更して継続	2-(1)-1 中期財政計画による財政運営の検証へ統合し公表を行う。
2	2	1	債権管理の適正化に向けた検討	未収金の総合的な対策及び債権管理の適正化を図り、市民の負担の公平性確保及び事務の効率化に努める。	継続	第4次計画の方向性に沿い、「健全で持続可能な財政基盤の確立」のために必要な取り組みであるため。
2	2	2	市税等の滞納徴収強化	滞納税等の徴収整理に引き続き取り組むことにより、収納率の向上と市民の負担の公平確保を図る。	継続	第4次計画の方向性に沿い、健全で持続可能な財政基盤の確立のために必要な取り組みである。
2	2	3	雲仙普賢岳噴火災害に係る生活安定再建資金の滞納徴収強化	生活困窮者・多重債務者については、個別相談のうえ償還額を決め、定期的な償還につなげる。 債務者・保証人が死亡または自己破産、遺族の相続放棄により督促する対象者がいない場合は、免責手続きの方法について検討する。	継続	第3次計画において、当該項目の取り組みを行ったが、令和元年度末時点において高額な未償還額が残っていること、また、第4次計画における課題及び課題解決の方向性に合致していることから取り組みを継続する。
2	2	4	保育料滞納者への徴収強化	滞納者に対して、納入相談の実施により本人の自覚を促すとともに、個別徴収の実施により納入促進を図る。	継続	今後も継続して、保育料の滞納債権管理を行い、保育料徴収強化に努める。
2	2	5	住宅使用料金の徴収強化	6ヶ月以上の滞納者に対し納入指導を行い、納入確約書（納付計画）を締結することで、家賃の確実な納入につなげる。 悪質な高額滞納者については、即決和解の手続きを進め、滞納にかかる徴収額の増加を図る。	継続	今後も滞納徴収の取り組みは必要であるため、従来の同様強化して実施。
2	2	6	水道料金の滞納徴収強化	未収金の解消を図るために、給水条例に基づいた適正な納付督促や給水停止の措置を行うなど、徴収強化に努める。指定期日までに納付のない未納者については訪問徴収を実施する。	継続	今後の債権管理条例の制定により、「債権放棄」・「不納欠損処理」などの適正な措置を講ずる必要性があるため、実施に向けて引き続き取り組む。

CD1	CD2	CD3	項 目	取組内容	4次への 所管課意向	引継ぎ回答理由
2	2	7	保護費返還金の滞納徴収強化	年間計画を策定し、計画的に督促・催告を行い納付の勧奨に努める。また、徴収対策会議を4半期ごとに開催し、納付状況等を確認し必要に応じて個々の滞納者に合わせた履行計画の策定、見直しを行う。	継続	今後も継続して、保護費返還金の滞納徴収強化に努める。
2	3	1	広告料収入の確保	市の公用車、ホームページ、広報紙などを広告媒体として活用し、民間企業等の有料広告を掲載することで、自主財源の確保と地域経済の活性化を図る。	継続	引き続き自主財源の確保に向け、継続して取り組むこととしている。
2	3	2	ふるさと応援寄付の推進	特産品の消費拡大による地域活性化と自主財源の確保に向け、ふるさと応援寄付の窓口増設やお礼の品の開発に取り組む。 PR対策の強化のため、動画の政策、ポスティングサービス、PRキャラバンを実施する。	変更して継続	市への寄附が増え、かつ市内事業者の活性化に必要な事業のため継続する必要がある。ただし、今後は有償のPRが難しくなったため、第4次へ記載する場合は有償のPRについて削除する必要がある。
2	3	3	各種使用料・手数料の見直し	各種使用料及び手数料の状況などを整理し、現状把握に努めるとともに、今後のあり方について検討する。	取組終了	令和2年度において、検証・見直しをおこない「集中改革」での取り組みは終了し、今後は予算査定時において、検証していくこととする。
2	4	1	時間外勤務の縮減	人件費の抑制と職員の健康管理及びワークライフバランスの確立に向け、時間外の縮減を図る。	継続	行財政運営をする中で、必要な取り組みであるため。また、時間外削減額については、現在、平成26年度決算額との比較により算出していることから、比較の基準となる時間外手当額を変更して取り組む。
2	4	2	補助金・補助制度の総点検	各補助金の支出状況、目的などを整理し、現状把握に努めるとともに、今後のあり方について検討する。	取組終了	令和元年度において、平成28年度から実施した補助金調査を基に検証を行い、検証結果を通知したことから「集中改革」での取り組みは終了し、今後は予算査定時において、検証していくこととする。また、定期的（3年程度）に調査・検証を行い、補助金の適正な執行に努めていく。
2	4	3	各種委員会委員等の報償費の見直し	報償費の支出状況、目的などを整理し、現状把握に努め、支給の根拠となる基準等を検討する。	取組終了	平成28年度に見直しを実施し、平成29年度以降毎年検証を行った結果、目的や基準等適切に支出されていることから、「集中改革」での取り組みは終了し、今後は予算査定時において、検証していくこととする。
2	4	4	地球温暖化防止に向けた取り組みの推進	夏季、冬季の節電対策により職員の省エネ、省資源化の意識を向上を図り、使用実績に合わせた対策を講じる。 電力需給の推移を注視しながら、節電対策の強化に取り組む。	変更して継続	令和元年度に計画の改定を行った。第2次南島原市役所地球温暖化防止対策実行計画では平成29年度の数値を基準値に令和6年までに電気使用量とコピー用紙使用量を10%減・ガソリン使用量を6%減を目指す。
2	4	5	学校給食会センター集約による経費縮減	施設の老朽化が進み、衛生管理において不安を抱えているため、学校給食衛生管理基準を遵守した新学校給食センターを建設し、集約による経費縮減を図る。	取組終了	供用開始予定は令和3年9月、事業の工事期間が令和2年度内であるため、第4次へ記載の必要は無いと思われるため（第4次の期間内における検証の必要性が乏しい）。
3	1	1	定員適正化計画の推進	第2次定員適正化計画に基づき、新規採用者数を今後10年間の退職者数の概ね2/3に抑制し、職員数の適正化を図る。	継続	行財政運営をする中で、必要な取り組みであるため。
3	1	2	将来を見据えた組織への見直し	効率的で効果的な組織の構築に向け、本庁部局の再配置及び職員数に見合った組織体制を検討するとともに、組織の見直しによるサービスの低下が生じないよう、移行計画を策定し、計画的な組織改革を目指す。	取組終了	令和3年4月1日の組織改正により、計画していた機構組織の改編・庁舎再配置が完了することから、取組を終了する。
3	1	3	窓口業務等のあり方検討	市の歳入や職員数が減少に向かう中で、市民のニーズに沿った、より良い窓口サービスを提供できるよう窓口業務等のあり方について検討を行う。	継続	窓口業務等の在り方については、令和2年度の庁舎再配置に伴う各窓口の動向、将来的な本庁庁舎建設や支所統合の方向性を見極めながら、検討を行う必要があるため。
3	2	1	人事評価制度の効果的な運用	適正な人事評価の実施により、職員の一人ひとりの「やりがい」「やる気」を掘り起こし、自己啓発、自己開発により個人の能力を最大限に発揮させるとともに、組織をあげて人材育成に取り組み、組織目標の達成に繋げる。 評価者研修を通じた評価者のスキルアップを図り、公平性・透明性の高い制度づくりに寄与する。	変更して継続	人事評価制度の導入し、人事評価結果の処遇への反映も実施することとなったため、終了する。また、「3-(2)-2職員の資質向上と意識改革」に変更して取り組む。
3	2	2	職員の資質向上と意識改革	限られた職員数でも行政ニーズに適切に対応できる人事管理、組織力強化、人材育成のあり方を検討し、新たな人材育成基本方針を策定するとともに、これを推進する。	変更して継続	令和2年6月に人材育成基本方針を策定したため、今後は、人材育成基本方針に沿って、人事評価の結果により職員に足りない能力にマッチングした研修へ参加させていき、人材育成を図っていく。「3-(2)-1人事評価制度の効果的な運用」も含めて取り組んでいく。 変更内容：毎年度の人事評価結果の集計・分析を行う。 人事評価結果で総合評価C,Dの者に対しては、能力向上となる研修に参加させる。